

5 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社（丙）の許可内容

廃棄物の種類	契約単価		予定数量	処分会社の許可内容		
	収集運搬 (a)	処分 (b)		処分方法	処理能力	施設の名称・所在地
がれき類	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	破碎・ ()	m³ t,m³/日	
ガラスくず等	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	破碎・埋立 ()	m³ t,m³/日	
金属くず	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	破碎・ ()	m³ t,m³/日	
廃プラスチック類	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	破碎・溶融 ()	m³ t,m³/日	
木くず	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	破碎・焼却 ()	659.13 t/日	八戸リサイクルセンター 江津市桜江町八戸 185-1
紙くず	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	破碎・焼却 ()	m³ t,m³/日	
繊維くず	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	破碎・焼却 ()	m³ t,m³/日	
ゴムくず	円/(t,m³)	円/(t,m³)	t,m³	焼却・埋立 ()	m³ t,m³/日	
合計予定数量	(t,m³)			必要な情報（性状及び荷姿等）※		
合計予定金額	収集運搬 (a)×(c) 円		処分 (b)×(c) 円			
事前協議の要否	要 ・ 否					

注釈：処理能力の記載について、同一の処分方法が複数ある場合は、該当する処理能力欄のいずれか一つに能力を記入する。

※ ：性状等に変更が生じた場合は、文書等により通知する。

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、前記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり建設廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託内容）

第1条 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。

2 乙は、建設廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可された車両で適正に運搬する。

3 丙は、約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。

4 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

（処理料金）

第2条 乙又は丙は、委託内容の終了した部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づき、甲に請求することができる。

2 収集運搬料金及び処分料金は甲の定める支払方法に基づき、次のとおり支払う。

- （1）甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
- （2）甲は、建設系廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。

3 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。

〔丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）〕

I 丙での再生品目

処分先 No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
03220077483	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目	木質バイオマス・発電原料	コンポスト原料		
売却先等	王子製紙(株)	邑南町坂根牧場		
再生品目				
売却先等				

II 丙からの再生（委託）先

廃棄物の種類	処分先 No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備考 (利用方法等)

III 丙からの最終処分（委託）先 安：安定型埋立処分場、管：管理型埋立処分場、遮：遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先 No. (許可番号等)	最終処分 施設名称	最終処分施設所在地	処分方法	処理能力	備考
				安・管・遮	m³	
				安・管・遮	m³	
				安・管・遮	m³	
				安・管・遮	m³	

IV 丙からの再中間処理（委託）先及びその後の最終処分（再生含む）場所

中間・最終の区分	廃棄物の 種類	処分先 No. (許可番号等)	施設名称	施設所在地	処分方法	処理能力	処 理 後 の 廃棄物
中・終							
中・終							
中・終							
中・終							

建設廃棄物処理委託契約約款

（許可証の提出等）

第1条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。

- （1） 収集運搬（乙）及び処分（丙）業務に関する許可証等（指定証その他）の写し
- （2） 許可車両番号
- （3） 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図
(情報の提供)

第2条 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の必要な情報の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。

2 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙での中間処理後の最終処分（再生を含む）場所（予定）」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。
(再委託の禁止)

第3条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、甲は再委託承諾書の写しを5年間保存する。

（委託業務の管理）

第4条 甲、乙及び丙は、建設系廃棄物マニフェストを用いて業務を管理する。

2 甲、乙及び丙は、それぞれのマニフェストを5年間保存する。

3 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、業務終了報告書は、マニフェスト D 票又は、電子マニフェストの処分終了報告で代えることができる。